

65歳以上の方の

平成21年度の介護保険料が6月に決まります

介護保険には40歳以上の方全員が加入し、加入者全員に介護保険料を納めていただきます。保険料は年齢や所得などに応じ、金額や納め方が次のように異なります。

◆65歳以上の方の場合

平成21年度の介護保険料は、平成20年分の所得（平成20年1月～12月分）が決定する6月に決まります。

介護保険料は、各市町村が介護サービスにかかる総費用に応じて決定した基準額をもとに、被保険者の所得に応じて決定されています。

日野町の場合、平成21～23年度の基準額は、月額3,650円（年額43,800円）で、皆さんの所得に応じてよりきめ細かく対応できるように、保険料を8つの段階に区分して決定しています。

【納付方法】

納付方法には「特別徴収」と「普通徴収」の2種類があります。

●特別徴収

年金額が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納めています。

たできます。

なお、65歳に到達された方や転入された方などは、年金からの特別徴収の手続きが完了するまでは普通徴収となります。また、年金が一時差し止めになった方や異動があった方も普通徴収となります。

●普通徴収

年金額が年額18万円未満の方や、65歳に到達された方や転入された方などは、納付書や口座振替などにより直接納めていただきます。

※日野町では、1年分の保険料を6月から翌年3月までの10期に分けて納めていただきます。納付には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。

◆40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や社会保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決定され、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。



65歳以上の方の介護保険料

第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金等を受給されている方	年額21,900円（基準額×0.5）
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額21,900円（基準額×0.5）
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1・第2段階に該当しない方	年額32,850円（基準額×0.75）
第4-1段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税の方がおられ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額38,544円（基準額×0.88）
第4-2段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税の方がおられ、第4-1段階に該当しない方	年額43,800円（基準額）
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	年額49,494円（基準額×1.13）
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	年額54,750円（基準額×1.25）
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	年額65,700円（基準額×1.5）

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当 ☎526501 有線57788

来春採用の

日野町職員募集

- ◆区分 上級 行政
- ◆採用予定人数 2名
- ◆受験資格・年齢等



昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方

次のいずれかに該当する方は受験できません（成年被後見人および被保佐人／禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者／日野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者／日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者）

◆受付期間

6月3日（水）～19日（金）

◆第1次試験日程・方法

7月26日（日）

◆最終合格発表

9月下旬

◆その他：第1次試験合格者は、第2次試験（作文・面接）を実施します。日程等については、第1次試験合格者に通知します。

◆問い合わせ先

総務課 総務担当
☎521211 有線57762